

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（平成二十四年金融庁告示第六十号）

改正案	現行
<p>店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを次のように定め、平成二十四年十一月一日から適用する。</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第二項に規定する金融庁長官が指定するものは、当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭の少なくともいずれか一方が変動金利に基づくもののうち、次の各号のいずれかに掲げる取引であつて、株式会社日本証券クリアリング機構が、当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業の対象としているものとする。</p> <p>一 変動金利が三か月物の円LIBORに該当する取引</p> <p>二 変動金利が六か月物の円LIBORに該当する取引</p> <p>三 変動金利が三か月物のユーロ円LIBORに該当する取引（約</p>	<p>店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを次のように定め、平成二十四年十一月一日から適用する。</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第二項に規定する金融庁長官が指定するものは、当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭の少なくともいずれか一方が変動金利に基づくもののうち、変動金利が次のいずれかに該当する取引であつて、株式会社日本証券クリアリング機構が、当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業の対象としているものとする。</p> <p>一 三か月物の円LIBOR</p> <p>二 六か月物の円LIBOR</p> <p>（新設）</p>

定の日から取引の効力が消滅する日までの期間が千八百三十九日以内であるものに限る。）

四 変動金利が六か月物のユーロ円TIBORに該当する取引（約定の日から取引の効力が消滅する日までの期間が三千六百六十六日以内であるものに限る。）

（新設）